

いじめ防止基本方針

摂津市立摂津小学校

平成26年5月30日策定

令和4年4月20日改定

令和5年4月19日改定

令和6年4月24日改定

令和8年4月10日改定

【学校教育目標】

「ともに学び 自分らしく かがやく 摂津っ子」

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、全教職員がいじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に立ち、同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを十分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（『いじめ防止対策推進法 第二条』より）

※いじめ防止対策推進(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/I406848.htm)

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取組み

（1）いじめの未然防止のために

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組みの推進
- ② 障がいのある児童等への理解を深め、全ての児童等にとっての安心・安全な学校づくりの推進
- ③ 自己有用感や自己肯定感を育む わかる授業づくりの推進
- ④ 生活規律・授業規律の指導の徹底
- ⑤ 道徳教育・人権教育による規範意識の醸成
- ⑥ いじめ未然防止授業の実施
- ⑦ 委員会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑧ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実

- ⑨ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑩ 学校便りやホームページなどを通じた、いじめに関する相談体制等についての啓発活動
- ⑪ 外部講師等との連携による出前授業の活用

（2）いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
・アンケート（児童対象：年3回 6月 11月 2月）
・個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会
- ② いじめ相談体制の充実
・スクールカウンセラーの活用
・相談箱の設置（東保健室前）
- ③ 情報集約の工夫と窓口の明確化
・全教職員で「児童の交流」を行い情報共有
・ブロック会議を行い情報共有
・さわやか支援委員会メンバーで情報交換
・生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター教員を中心に情報集約
・「いじめ対策委員会」（さわやか支援委員会）で対応方針を決定

2. いじめ防止等に関する取組み

（1）いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

- ＜活動＞ ① いじめ防止に関すること
② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談、情報共有等）
③ いじめ事案に対する対応に関すること
④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- ＜開催＞ 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（2）いじめに対する対応

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに管理職・生徒指導主事教員・児童生徒支援コーディネーターに報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対応し、再発

防止の対応を行う。

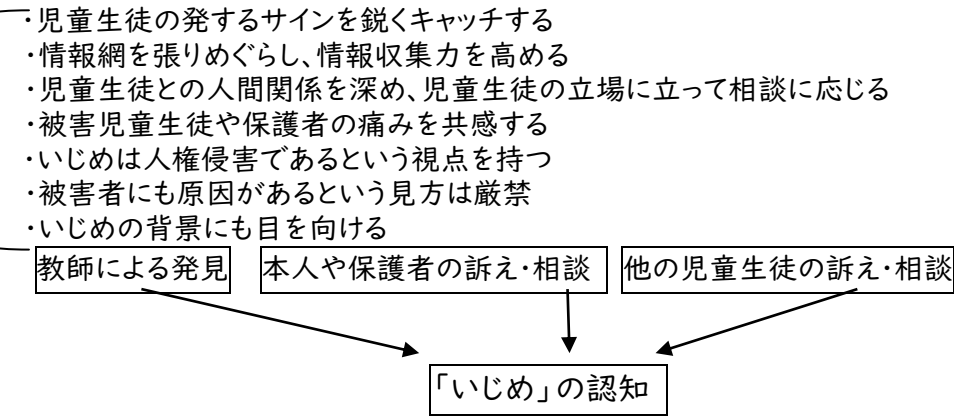
3.重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨市教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 市教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

「いじめ」事案への対応（『摂津市いじめ防止基本方針』より）

◎ 早期発見に向けて



学校行事予定表(案)

	児童会	儀式的行事	学 芸 的 行 事	健康・安全 体育的行事	校外学習 宿泊行事	勤労生産 奉仕的行事	いじめ防止等の取組み
4 月	1 年 生 を 迎 える会	入学式 始業式		身体測定			さわやか支援委員会 いじめ問題を考える週間
5 月	委員会				校外学習		いじめ防止研修(教職員) さわやか支援委員会
6 月	委員会		スマイルコ ンサート	避難訓練 集団下校	林間学校		さわやか支援委員会 アンケート
7 月		終業式				大掃除	個人懇談 さわやか支援委員会 <u>学期末集約</u>
8 月		始業式	夏 休 み 作 品展	身体測定			
9 月	委員会						さわやか支援委員会 いじめ問題を考える週間
10 月	委員会		運動会	避難訓練 集団下校 引き渡し訓練	修学旅行		虐待防止研修(教職員) さわやか支援委員会
11 月			芸術 鑑賞会				さわやか支援委員会 アンケート
12 月		終業式	校 内 図 工 展	避難訓練		大掃除	個人懇談 さわやか支援委員会 <u>学期末集約</u>
1 月		始業式		身体測定 避難訓練 集団下校			さわやか支援委員会 いじめ問題を考える週間
2 月	委員会						さわやか支援委員会 アンケート <u>検証・総括</u>
3 月	委員会 6 年 生 を 送 る会	卒業式 修了式				大掃除	さわやか支援委員会 <u>年度末総括</u>

学校運営分担表(さわやか支援委員会に関わる部分)

